

岐阜県公報

号外 (二) 平成十九年八月一日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一
(同) 一

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 二
(同) 二

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十六号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一五の項第二号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十六号の二

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の表健康福祉部の部の次に次のように加える。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日相当日) (ときは翌日)

平成十九年八月一日

産業労働部	次長（観光交流担当）	一人	上司の命を受け、観光交流の推進その他特に命ぜられた事務について、各部等との総合的な調整を行い、これを総括的に処理する。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十七号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二七の項部長専決事項の欄第一号及び課長専決事項の欄第一号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年八月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十八号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一六の項所長決裁事項の欄第十一号中「第九条」を「第十九条」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年八月一日から施行する。

平成十九年八月一日印刷
平成十九年八月一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県庁
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）